宿泊約款 / 利用規約

第1条　適用範囲

01.01.YOTEL東京銀座（以下、「当ホテル」という。）と宿泊客との間で締結される本宿泊契約及びこれに関連する契約は、以下の契約条件に定めるところにより、本契約に基づき締結されるものとします。本契約に定めのない事項については、条例及び一般に確立された慣行に従うものとします。

01.02.当ホテルが条例及び慣行に反しない範囲で特約を締結することに同意した場合、当該特約を優先するものとします。

第2条　宿泊契約の申込み

02.01.宿泊契約を申し込まれる宿泊客は、次の事項を当ホテルに提供する必要があります。

1.登録する宿泊客全員の氏名。

2.宿泊予定日及びチェックイン予定時刻。

3.宿泊料金（原則として別表1の基本宿泊料金による）。

4.当ホテルが必要と判断したその他の情報。

02.02.宿泊客が、宿泊中に前項2の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルは、当該申し入れがなされた時点において成立している新規宿泊契約の申込みとして取扱うものとします。

第3条　宿泊契約の締結等

03.01.本宿泊契約は、当ホテルが前条の申込みを承諾した際に成立するものとします。但し、当ホテルが当該申込みを承諾していない旨を証明した場合は、この限りではありません。

03.02.前項の規定により宿泊契約が成立したとき、当ホテルが定める宿泊予定期間に係る申込金は、宿泊予定日が3日を超える場合においては、少なくとも3日分の基本宿泊料金相当額を上限として、当ホテルの定める期日までに支払われるものとします。

03.03.申込金は、第一に宿泊料金の最終支払いに充当し、第6条及び第18条の規定を適用すべき事情が生じたときは、違約金、次いで補償金の順に充当するものとします。残金がある場合は、第12条に定める宿泊料金の支払い時に精算します。

03.04.本条第2項の申込金が、同項の規定により当ホテルが定める期日までに支払われなかった場合、本宿泊契約は無効になるものとします。但し、申込金の支払期日を定めた際に、当ホテルがその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

第4条　申込金の不払いを求める特約

04.01.前条第2項の規定にかかわらず、当ホテルは、本契約締結後に同項に定める申込金の支払いを要しない特約に応じる場合があります。

04.02.当ホテルは、宿泊契約の申込みを承諾するに際し、前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び/又は当該申込金の支払期日を指定しなかった場合、前項の特約を承諾したとみなされるものとします。

第5条　宿泊契約の締結の拒否

05.01.次の場合において、当ホテルは宿泊契約の締結に応じないことがあります。

1.宿泊の申込みが本契約に基づくものでない場合。

2.満室により空室がない場合。

3.宿泊しようとする者が、条例の規定、公の秩序又は善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められる場合。

4.宿泊しようとする者が、次の（ア）から（ウ）までに該当すると認められる場合。

（ア）　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団」という。）、同法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）、暴力団準構成員又は暴力団員関係者その他の反社会的勢力。

（イ）　暴力団又は暴力団員が法人その他の団体の業務執行社員等である場合。

（ウ）　法人が暴力団員の関係者を有する場合。

5.　宿泊しようとする者が、他の宿泊客に対して著しく迷惑を及ぼす行為をした場合。

6.宿泊しようとする者が、明らかに感染症患者であると考えられる場合。

7.宿泊しようとする者が、暴力行為を行う、又は合理的な範囲を超えて負担を要求する場合。天災地変、施設の故障、その他やむを得ない事由により、宿泊客が当ホテルに宿泊できなくなった場合。

8.都道府県の旅館業法の規定に該当する場合。

第6条　宿泊客の契約解除権

06.01.宿泊客は、当ホテルに対し、本宿泊契約の解除を申し入れることができます。

06.02.宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合（第2条第2項の規定により当ホテルが申込金の支払期日を指定してその支払いを請求した場合であって、当該支払い前に宿泊客が本宿泊契約を解除したときを除きます。）、別表2に定めるところにより違約金を支払うもの

宿泊約款 / 利用規約

とします。但し、当ホテルが第4条第1項の特約に応じた場合においては、当該特約に応じるに当たり、当ホテルが違約金を支払うべき旨を宿泊客に告知したときに限ります。

06.03.宿泊客が、延着する旨を当ホテルに連絡することなしに宿泊日当日の午前零時までにチェックインしなかった場合（又は、あらかじめ到着予定時刻を申し出ていた場合は、その時刻の経過後）、当該宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし、それに応じた対処をすることがあります。

第7条　ホテルの契約解除権

07.01.次の場合において、当ホテルは本宿泊契約を解除することがあります。

1.宿泊客が、条例の規定、公の秩序又は善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められる場合、又は同行為をしたと認められる場合。

2.宿泊客が、次の（ア）から（ウ）までに該当すると認められる場合。

（ア）　暴力団、暴力団準構成員又は暴力団関係者、その他反社会的勢力。

（イ）　暴力団又は暴力団員が事業活動を支配している法人その他の団体である場合。

（ウ）　暴力団関係者が役員に名を連ねる法人。

3.　宿泊客が、他の宿泊客に対して著しく迷惑を及ぼす行為をした場合。

4.宿泊客が、明らかに感染症患者であると考えられる場合。

5.宿泊中、暴力行為が行われる、又は合理的な範囲を超えて負担が要求される場合。

6.天災地変等、やむを得ない事由により、宿泊客が当ホテルに宿泊できなくなった場合。

7.都道府県の旅館業法の規定に該当する場合。

8.宿泊客が客室内で喫煙した場合、防火設備を汚損した場合、その他当ホテルが定める利用規則のうち、当ホテルが禁止する事項（火災予防上必要なものに限る）に従わなかった場合。

07.02.当ホテルが前項の規定により本宿泊契約を解除した場合において、宿泊客が未だ提供を受けていない宿泊サービス等の料金は、申し受けないものとします。

第8条　宿泊施設の登録

08.01.宿泊客は、当ホテルのフロントにおいて、次の事項を登録する必要があります。

1.宿泊客の氏名、年齢、性別、住所、職業

2.外国人宿泊客の場合、国籍、パスポート番号、入国地、入国日、パスポートのコピー

3.チェックアウト予定日時

4.ホテルが必要と認めたその他の事項

08.02.宿泊客が第12条の料金の支払いをトラベラーズチェック、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとする場合、前項の登録の際、それらを提示する必要があります。

第9条　客室の利用可能時間

09.01.宿泊客が当ホテルの客室を使用することができる時間は、 午後3時から翌朝午前11時までとします。但し、宿泊客が連泊する場合、到着日及び出発日を除き、終日客室を使用することができます。

09.02.当ホテルは、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間以外の客室の使用に応じることがあり、その場合には、次に定めるところにより追加料金を申し受けます。

1.午後2時まで：宿泊料金相当額の30％を上限とする

2.午後4時まで：宿泊料金相当額の50％を上限とする

3.午後4時以降：宿泊料金全額と同額

09.03.特定のホテルプランについては、前項と異なる追加料金が設定される場合があります。

第10条　ホテル利用規則の遵守

10.01.宿泊中、宿泊客には当ホテル内に掲示する当ホテル所定の利用規則の遵守が求められます。

第11条　営業時間

11.01.ホテル内の主要施設の営業時間については、備え付けのテレビ案内パンフレット及びホテル内の主要箇所に掲示しています。但し、やむを得ない事由により臨時に営業時間を変更することがあり、その場合、適時宿泊客に通知します。

第12条　料金の支払い

12.01.宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表1に定めるとおりとします。

12.02.前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当ホテルが認めた他の方法（トラベラーズチェック、宿泊券、クレジットカード等）により、宿泊客が当ホテルに到着したとき又は当ホテルが請求したとき、フロントにおいて行うものとします。

12.03.当ホテルが宿泊客に客室を提供し、利用させたにもかかわらず、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金を申し受けます。

宿泊約款 / 利用規約

第13条　当ホテル側の責任

13.01.当ホテルは、本宿泊契約及びこれに関連する契約を履行する過程において、又はこれらの契約に違反して宿泊客に損害を与えた場合は、当該損害が当ホテルの責めに帰すべき事由によらない場合を除き、保険金請求手続により、当該損害を賠償するものとします。

13.02.当ホテルは、火災等の緊急事態に対応するため、ホテル賠償責任保険に加入しています。

第14条　契約した客室の提供ができない場合の取扱い

14.01.当ホテルは、本宿泊契約に基づき宿泊客に契約した客室を提供できなくなった場合、宿泊客の了解を得て、可能な限り当初の宿泊契約と同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。

14.02.前項の規定にかかわらず、当ホテルが宿泊客に他の宿泊施設をあっ旋できない場合、当ホテルは宿泊客に対し、違約金相当額の補償料を支払うものとし、その補償料は損害賠償額に充当します。但し、客室を提供できなかったことについて、当ホテルの責に帰すべき事由がない場合、補償料を支払わないものとします。

第15条　受託手荷物等の取扱い

15.01.宿泊客がフロントにおいて預けた物品、現金及び/又は貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じた場合は、それが不可抗力によるものでない限り、当ホテルは、その損害を賠償するものとします。但し、現金及び貴重品については、当ホテルの求めに応じ、宿泊客がその種類及び価額を明確に申告した場合に限り賠償するものとします。それ以外の場合は、10,000円を上限として損害を賠償するものとします。

15.02.宿泊客が当ホテル内に物品、現金及び/又は貴重品等をフロントにおいて預けず、当ホテルに持ち込んだときに、当ホテルの故意又は過失により滅失又は毀損した場合、その損害を賠償するものとします。但し、宿泊客があらかじめ当ホテルに対し、滅失又は毀損した物品の種類及び価額の明告をしなかったときは、当ホテルの故意又は過失による場合を除き、5,000円を上限としてその損害を賠償するものとします。

第16条　宿泊客の手荷物又は携帯品の保管

16.01.宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当ホテルに到着した場合、その到着前に当ホテルが了解した内容に従って保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際にお渡しします。

16.02.宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客が手荷物又は携帯品を置き忘れたことに気づいた場合、当ホテルは、当該手荷物の所有者が判明した時点で、当該所有者にその旨を申し出るものとします。但し、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しない場合、発見日を含めて7日間当ホテルが保管し、7日間経過後にホテル最寄りの警察署に引渡すものとします。

16.03.前2項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当ホテルの責任は、本条第1項の場合にあっては前条第1項の規定に、本条第2項の場合にあっては前条第2項の規定に準じるものとします。

第17条　駐車に関する責任

17.01.宿泊客が当ホテルの駐車場を利用する場合、当ホテルは駐車場を貸し出すものであって、駐車中の車両及びその物品の管理、保管の責任は一切負いません。

第18条　宿泊客の責任

18.01.宿泊客の故意又は過失により当ホテルが損害を被った場合、宿泊客は当ホテルに対し、当該損害を賠償する義務を負います。

表1
宿泊料金の内訳（第2条第1項及び第12条第1項関係）

宿泊料金	（ア） 基本宿泊料金（部屋代又は部屋代及び朝食などの飲食代） （イ） サービス料（1部屋につき15%）
追加料金	追加飲食料金（(1)に含まれるものを除く）
税金	（ア） 消費税 （イ） 宿泊税 （ウ） その他適用されるサービス料

備考

1.基本宿泊料は、料金表に掲示された料金に基づきます。

2.税法が改正された場合は、改正後の規定が自動的に適用されるものとします。